

電気需給約款
(低圧・個人向け)
料金表

2020年10月1日実施

株式会社サニックス

目 次

1	契約種別	1
2	再生可能エネルギー発電促進賦課金.....	1
3	燃料費調整.....	2
4	日割計算の基本算式.....	3

1 契約種別

(1) サニックステラセーバー S

エリア	北海道	東北	東京	中部	九州
基本料金 (税込)					
10～40A	739.20 円	657.80 円	743.60 円	657.80 円	572.00 円
50A	924.00 円	822.30 円	929.50 円	822.30 円	715.00 円
60A	1108.80 円	986.70 円	1,115.40 円	986.70 円	858.00 円
電力量料金 (税込)	25.80 円/kWh	23.22 円/kWh	23.22 円/kWh	23.22 円/kWh	20.37 円/kWh

エリア	関西	中国	四国
基本料金 (税込) ※1 契約につき	198.00 円	132.00 円	176.00 円
電力量料金 (税込)	21.00 円/kWh	22.91 円/kWh	22.91 円/kWh
最低月額料金 (税込) ※1 契約につき	198.00 円	132.00 円	176.00 円

(2) エネカリプラン

エリア	東京
基本料金 (税込)	
10～40A	0.00 円
50A	0.00 円
60A	0.00 円
電力量料金 (税込)	25.50 円/kWh

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

ア 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める単価を適用して算定いたします。

イ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客様からの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客様の事業所が再生可能エネルギー

ギー特別措置法第37条第5項又は第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。)までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電賦課金は、アにかかわらず、アによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として計算された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

ウ 再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位及び減免額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料調整額の算定

ア 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入します。

イ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入します。

(ア) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ウ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等

毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

エ α、β、γ、基準燃料価格及び基準単価の値

該当エリアの旧一般電気事業者の定めるところに準じて設定します。

(2) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(1)イによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、(1)イによって算定された燃料費調整単価は当社の指定するホームページでお知らせします。

4 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

$$1月の該当料金 \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30日}$$